

様式第5号（第10条関係）

質疑は下記へ電子メール又はFAXで送信してください。

西海市役所 長寿介護課宛	電子メール	choju@city.saikai.lg.jp
	FAX	0959-23-3122

■質疑期間： 令和8年2月9日から 令和8年2月16日 17時まで

質 疑 書（回答書）

業務名称	第10期西海市介護保険事業計画・老人福祉計画・認知症施策推進計画策定 業務委託		
令和8年 2月 13日		質疑者	
【質疑内容】 3 プロポーザル参加条件等の(9)について下記のとおり質問いたします。 「過去5年間以内に、地方公共団体における介護保険事業計画に関する業務を元受で受注し、完了した実績を有する者」と記載ありますが、2026年3月31日に業務完了予定の実績は含まれますでしょうか。			
令和8年 2月 16日		担当部課 保健福祉部長寿介護課	
【回答内容】 実施要領の3 プロポーザル参加条件等の(9)において、2026年3月31日に業務完了予定の事業については、対象外といたします。			

注意 1 質疑は、この質疑書により行い、電話、面会による質疑はしないこと。
2 質疑に対する回答は、西海市ウェブサイト又はFAX等により回答します。